

第十九回
国会

参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第十一号

(三七九)

昭和二十九年三月三十日(火曜日)午後
二時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 松永 義雄君
理事 青柳 秀夫君
伊能繁次郎君
上林 忠次君
小笠原三三君
武藤 常介君

委員

秋山俊一郎君
石井 桂君
榊原 享君
高橋 衛君
島村 軍次君
常岡 一郎君
三木與吉郎君
戸叶 武君

政府委員

大蔵省主計 佐藤 一郎君
局総務課長
厚生大臣官 堀岡 吉次君
房会計課長
厚生省公衆衛生 楠本 正康君
局環境衛生部長
厚生省児 太宰 博邦君
童局長

本日の会議に付した事件
○補助金等の臨時特例等に関する法律
案(内閣総付)

○委員長(松永義雄君) これより特別
委員会を開会いたします。
補助金等の臨時特例等に関する法律

案を議題に供します。

質疑を行う前に御報告申し上げます。
本日厚生委員長より本特別委員長に対
しお手元に御配付の文書の通り、意見
の申入れがありましたことを御報告申
上げます。

それでは昨日に引続き、先ず厚生省
関係について審議に入りたいと思いま
す。政府からは、厚生省児童局長太宰
博邦君、厚生省公衆衛生局環境衛生部
長楠本正康君、厚生大臣官房会計課長
堀岡吉次君、大蔵省主計局総務課長佐
藤一郎君が出席しておられます。

先ず厚生省のかたから提出されまし
た資料について御説明を聞くことにい
たします。御説明を願います。

○政府委員(楠本正康君) 昨日御要求
になりました資料のうち、単独性病診
療所の精算額に関する資料につきまし
て御説明を申し上げます。

上段の第一表は、府県分の単独診療
所の精算額を原則に示したものでござ
います。ここに示しますこの歳出額
の合計が人件費、事業費を合せてその
合計が事業費総額に相成っております
わけでありまして、なお第三の項目の事
業収入は、これはこれらの総事業費か
ら差引きまして補助対象の事業費を計
算することに相成ります。そういったし
ましてその結果、国庫補助額を最後の
列に書いてございまして、その合計で
参りますと、事業収入を差し引きまし
てなお且つ、この当時は二十七年の精
算でございますので二分の一補助でこ
ざいます。補助の不足額が算全体か

ら見まして二十八百万円余に相なつて
おります。

それから次に市の設置いたしてあり
ます施設についての補助が第二表に掲
げてございまして、これも内容は同様
でございます。ただこれも人件費及び
事業費を含めたものから事業収入を差
引きまして国庫補助をいたしました結
果、補助はやはり二百六十万円余が不
足額と相成つております。

但し、これらの国庫補助は精算補助
でありますので、これらの二十七年
の不足額はそれ／＼二十八年度分
において支出をされることに相成りま
す。

以上でございます。

○委員長(松永義雄君) 御質問のある
かたは御発言を願います。

○榊原享君 この問題につきましまして
は、昨日小笠原委員から御質疑があつ
た点でありますので、小笠原委員の御
質疑を保留して置いて、ほかに質疑が
なければ進んで頂きたいと思ひます。

○戸叶武君 この厚生省関係の保健所
の問題でも、又児童福祉法の規定中の
母子手帳の問題でも、関連がありまし
て、大抵厚生省としては特に母子手帳
なんかは廃止して行く方向に向つて行
こうとしておられるのですか。昨日の発言
によるとどうもないようなことを言
つておられますが、事業上において戦時
中物資の足りなかつたようなときは別
として、もう要らなくなつたのではな
いかというふうな考え方が根底に流れ
ておるようには思ひますが、それはどう

なんですか。

○政府委員(太宰博邦君) 現在厚生省
としては、母子手帳を廃止する考えは
持つておりません。母子手帳は、御承
知の通り、児童福祉法に、都道府県知
事は母子手帳を交付しなければならな
いという規定がございまして、そちら
のほうはそのまゝ生きております。た
だその財源措置の分だけを今回切
換えただけにどまるのでございま
す。

○戸叶武君 財源の面を切換えたとい
うことは、いわゆる何らかの根拠が
あつてやつたことであつて、単なる技
術的な処理ではないと思ふのですが、
その切換えた根拠というものはどうい
うところにあるのですか。

○政府委員(太宰博邦君) これは昨日
も申し上げましたように、今回政府とい
たしまして補助金などを少額のものに
ついでこれを整理するという方針をと
りましたために、その一つとしてこ
れが今度設けられます交付税交付金
のほうに繰替へられたのでございま
す。

○戸叶武君 交付税交付金のほうに
繰替へられたときに、地方においては
政府が現在までやつて来たような形に
おいて十分こういう面をおろそかにし
ないでやつて行くという見通しがつい
たのですか。

○政府委員(太宰博邦君) 先ほど申上
げましたように、児童福祉法によつ
て、都道府県知事は交付しなければな
らない義務がございまして、それから

現実には私も最近の傾向を見ておりま
すのに、母子衛生対策が相当進んで参
りつつあるやに感ずるのであります。
そういったしますと、当然この母子手
帳制度というものもそれに伴つて普及
して参るといふふうな考えでございま
す。これがそういうふうな繰替への
措置をとりました後においても、母子
手帳制度が活用されなくなるといふこ
とはないと思つておりますし、又そう
いふふうにするべきであると思つてお
ります。

○戸叶武君 衆議院の委員会における
政府委員のかたの答弁においても、母
子手帳の制度が最も活発に利用された
時代は、その昔統制経済がありまし
て、特別加配があつたといふようなと
きに非常に活用されたわけでありま
す。最近はそのような統制も撤廃されま
したために、或いはどの程度にこれが
実施されておるかといふことについ
て、実は私もどのほうもはつきりした
ものをつかんでいなかつたのでありま
すが、昨年の末にいろいろ調べてみる
と私も思つたよりもこれが普及し
ておる模様でありますといふような答
弁をしておりますが、この答弁の中に
現れておるところの考え方というもの
は、先入観的にいう母子手帳は要ら
なくなつたのじやないかといふ形で構
想を持ち、そのあとで調べてみたなら
かなか活用されているから何とか恰好
を付けて行かなければならぬというよ
うなところから考え方の根拠があるよ
うですが、そういうところにはやはり根拠

とに対しては、十分な注意を持って、相
当な調査費も持つてもよいけれども、
持つて差支えないのだから、そういう
やはり資料というものは大切にして一
席の、一年なり、二年なり、三年な
り、どういふうな形でそれが行われ
ているかというものを正確に把握し
て、そういう事象的なデータを基礎と
して私は前進して行かなければ、日本
の社会保障制度の基礎というものは培
われないと思うのですが、それに対し
てあらゆる角度から一年間でもよろし
いのですが、調査し、そしてこの資料
をとつたものがあるとするならば非常
に参考になることだから、私たちが真
きたいと思いますが、そういうような
ものが未だ正確にはまとめ上つてい
ないのですか。

○政府委員(太宰博邦君) 先ほど申上
げましたように、母子福祉の關係の施
策が昨年度半ば頃から実施になったも
のでございますから、まだいろんな
面から検討してその資料をまとめるま
でに至っておりませんが、引続き新年
度以降においてもまあ限られた事務
費、限られた能力でございしますが、
それをできるだけ活用して御趣旨の線
に副つたようにやつて参りたい、こ
ういふふうに考えております。

○戸武君 まだ質問があります、
前の小笠原君が質問をやつて、その部
分がまだ残つておるようでありますか
ら、私だけおしやべりしていいやいけ
ませんから、一つ小笠原君。

○小笠原二三男君 これはどうも有難
い次第で……

○委員長(松永義雄君) ちよつと速記
をとめて下さい。

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて
下さい。

○小笠原二三男君 いや／＼もつてと
んでもないものに手をつけて、私も素
人様にお尋ねをしていゝんですから突
拍子もない質問が出るかと思うので
すが、そのときはお教えを請いたいの
ですが、只今の資料、県分、市分とお
分けになりましたが、四十八カ所全部
ではない、従つてそれは何か選択の基
準があつて、これはこの一例を選択し
て来たのですか、他意なくこれはただ
並べて来たのですか。

○政府委員(楠本正康君) これは県
全体をまとめ或いは市全体をまとめて
ございします。従つて例えば一県の中
に何カ所の診療所の経費が含まれてお
るわけでございします。従いましてこの
総額は、四十六カ所のすべての単独診
療所の精算でございします。

○小笠原二三男君 それから今の御説
明で補助不足という金のことですが、
これが私にどういふことかわからん
のですが、補助金の不足額というのほ
ういふことなんですか。

○政府委員(楠本正康君) これは、補
助金の不足額はつまり事業費に對しま
して法律上の定めるところによつて補助
をしなければならぬ額がございします
が、これに對しまして実際に予算に計
上されております補助金が不足のため
に補助金の不足が生ずるわけでござい
ます。その不足分がここに挙げてある
わけでございます。

○小笠原二三男君 それは歳出額の事
業費というところで見れば、これは県
分という合計、単位は幾らになるの
ですか。九百八十三万でございしまし
うか。

○委員長(松永義雄君) ちよつと速記
をとめて下さい。

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて
下さい。

○小笠原二三男君 そうすると、この
資料ではどういふ私知ることができな
いわけですが、全体としては補助不足
額が国庫補助額に比べると相当大巾に
ある。市分においては大体半分に見合
つた金額が出ています。県分においても
そうだと、こういう状態ですが、個々
の診療所については補助不足になつて
いる個所のほうが多いのですか、少
いのですか。

○政府委員(楠本正康君) これは多く
でも一府県に数カ所の診療所しかござ
いしませんので、大体この個々のものは
わかりませんが、全体から見ますとこ
の傾向はすべての診療所に多かれ少
れ受当いたしておるものと考へており
ます。

○小笠原二三男君 それを厚生省とし
てはどういふふうにかバーしようとし
て本年度或いは来年度考へたわけなん
ですか。来年度のことは削られて来た
から考へたと言つてもそれは嘘つばち
だが、少くとも二十八年度はこういう
補助金不足額をどうカバーしようかと考
へられたわけですか。

○政府委員(楠本正康君) これは補助
の査定基準を多少厳格にいたしました
この辺の問題を解決したい考へて
ございします。止むを得ない措置として
さういふ実施をしたと存じます。

事業は縮小するわけには行かないとい
う前提に立つたならば厚生省としては何
とか面倒を見てやろうという御努力は
なされなかつたのですか、これはもう
やむを得ないから地方に出させておく
ということですか。

○政府委員(楠本正康君) 私どもとい
たしましては一応次年度の予算をでき
るだけ多く確保いたしまして、その結
果であることとございしましたら、精算
補助でありますので、次年度の分もカ
バーして精算補助をいたしたいと考へ
ております。併しながらこれは私ども
の一つの希望と申しましようか、実際
なか／＼困難な問題が手伝います。

○小笠原二三男君 私過去のことを聞
いておるので、そういうふうには考へら
れたことを実証するには、二十七年
度の予算額より二十八年度の予算額がふ
えてなければならぬわけですが、二十
七年度は幾らで、二十八年度は幾らで
あつたのですか。

○委員長(松永義雄君) ちよつと速記を
やめて下さい。

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて
下さい。

○政府委員(堀岡吉次君) 二十八年度
の性病診療所の予算額は七百六十六万二
千円でございします。

○小笠原二三男君 そのうち二十七年
度の補助不足額を補填した金は幾らで
すか。

○政府委員(楠本正康君) この過年度
精算は、決算が終つてからでないとい
きない關係がございまして、従いまし
て二十八年度の決算が終つてからで
ございしますから、二十九年度にならな
い、二十七年年度の支出はできないとい
うこととございします。

○小笠原二三男君 今の状態ではその
見込はどうなつておりますか、どれだ
け尻が残るのですか。

○政府委員(楠本正康君) 先はともお
答えを申し上げましたように、極めて困
難な事情にあるかと存じます。

○小笠原二三男君 では只今までお尋
ねしたところでは、六百十三万もの国
庫補助はしておるが、なお且つ五百
四、五十万という補助金不足額をカ
バーすることができない状況になつて
おる、二十七年年度分についてですね
。まして二十八年度になれば、又そ
の金もある。従つてこゝ二カ年だけ見
ただけでも、地方が自主財源と申しま
すか、そういうものを持出す分は一千
万円を超える、こういうふうには素人
に推定いたします。大体その程度のも
のと考へてよろしいとございしますか。

○政府委員(楠本正康君) まだ二十八
年度の決算が付きませんので詳しいこ
とはわかりませんが、二十八年度もや
り性病予防事業というものは、大体平
常通り運営されております關係から、
御指摘のような結果になるのではな
かうかと心配をいたします。

○小笠原二三男君 そうしますと、六
百十三万に對して五百五十万くらい
の不足額とこうなる、千二百万に對し
て一千万くらいの不足額とこういふこ
とになる、そうすると、従来の二つの
一補助というものは、実際上はこれは
二分の一補助ではなくて、三分の一は
おろかそれよりも下廻つてゐる補助に
なつてしまふのじやないですか、計算
の上で言へば、実際の決算額で調べ
れば。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘のよ

うな結果に相成ります。

○小笠原二三男君 そうすると、これは現実の状況を今度立法措置において明文化して行くというたくみがあつたというふうには思いませんけれども、そういうことを言われても、何とも厚生省としては返答のできないような無謀なことを承認したようなふうには我々には受取れる、この点は受取れるでない、もう私は受取らざるを得ないので、話はよくわかりましたが、それが今度の問題になつて、どれだけひどくなつて来るか、現状でさえもこういう態状だつたのが、今後はどうなつて来るかという点を明らかにしたいためにあつて参つております資料によると、診療所のほうの関係では、二十九年

度、法律改正になりましたと、四分の一補助で二千四百五十二万九千四百とありますが、前年度は只今お聞きした通り七百十六万四千と、従つてこの改正後の二千四百五十二万九千四百という中には、その併設される診療所の経費が入つてゐるだろうと思ふのです。だからこれを単独の診療所の経費としての予算額は幾らになるか、先ず承わつておきたい、二十九年の。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと席、はずしましたが、今性病診療所の経費についておつしやいましたが、数字はどの資料に出ておる数字でござい

ますか。

○小笠原二三男君 最初に渡されたものの二枚目に。

○政府委員(佐藤一郎君) 最初のです

管というのですが、五枚目のところに性病予防費補助金診療所費、こういうことになつて、これが二分の一補助のときは六千七百七十九万九千四百、二十九年の予算額になつて二千四百八十七万九千四百とあるわけ、この点、数字が違つておりますのでちよつと聞いてみてゐるのです。

○政府委員(佐藤一郎君) 一番当初お配りした資料には正誤表がついており、お手元に正誤表が届いておるはず、あとから出た数字のほうの方が正しいのでございまして、前の数字にはあとで正誤表をお出ししてあります。

○委員(松永義雄君) 速記とめて下さい。

○委員(松永義雄君) 速記始めて下さい。

○小笠原二三男君 そうすると二千四百八十七万九千四百という、単独と併設の区分をお知らせ願ひます。

○政府委員(楠本正康君) 昨日も申し上げましたように、併設分は約二万七千円、単独分は七万七千円程度でござい

ます。これは補助金の単価でござい

ます。

度におきまして三百七十一万四千、かような数字になつております。

○小笠原二三男君 そうすると、三百七十一万四千というのは四分の一の補助です、現行通りにしますと七百四十二万四千になるわけ、どうなつて

○政府委員(楠本正康君) さやうでござい

ます。

○小笠原二三男君 七百四十二万で前年度は七百十六万四千ですが、やはり逐次累増して来ている地方の部分をカバーして行くということが再来年度等においてできない状態になると思ふので、四分の一補助でもやはりその精算額に對して補助をするということになれば、四分の一という比率は下つたけれども、補助金不足額というものは将来において出て来る、ます／＼ひ

どくなつて来る。そうして從來も補助金不足額が、国が負担しなくちやならんものが初めから今度、地方がそれを何といひますか、債権のことと考へるわけにはいかんで、公然のこととして持出さなくちやならん、こういうことになりま

す。

○政府委員(楠本正康君) 先ほどもお答え申し上げましたように、この査定の基準というものを厳格にやらざるを得ない。残念ながらさやうな措置をとれない、ということをお知らせしたわけ

あります。

○小笠原二三男君 約二分の一で五百五十万もの不足額が出るとなれば、今度は四分の一になる分ですから地方は四分の三の不足が出て来るのですから七百万円を超える、年間八百万円からこの公認の地方の持出しというものがここに

出て来る。こう考へざるを得ないのです、それも止むを得ない事態

であるとしてこの法律案を御提案になつたのかということをお伺ひしたい。

○高橋衛君 関連質問。私はこの性病予防に關するところの補助金に關する法律は、勿論それに必要な経費の二分の一なり四分の一なりを補助するといふ建前になつておりますが、何が必要な経費かという問題については、これは政府に認定権がある。従つて非常に贅沢な高いお医者さんを使つた場合、又は非常に高い薬を使つた場合にそれをも全部カバーする趣旨で法律が出てゐる。言ひ換へますと、各県又は各市それ／＼一つの標準的な、國家としてこの程度は絶対に必要であるといふ基準をお設けになつて、その基準に從つてそれ／＼の決算を精算の際政府として査定せられ、この範圍までは國家として必要な部分であると認めて、それに対して二分の一なり四分の一といふものをはつきり政府としては、國としては支払ふ義務がある、こういう法律による義務がある。こういうふうに考へておるのでありますが、只今の御答弁によりま

す、そうではなしに、いやしくも地方がどんな贅沢なことをしても、使つたものは使つたものとして全部を認めて、その四分の一なり、二分の一を補助するのだ、而も甚だ遺憾なのはこれを予算がないから私えんのだ、こういう御答弁であります、若しもそういう御趣旨であるならば、厚生省としては年々精算に對する四分の一なり二分の一に對する不足額に對して、どれだけ予算の要求をしておられるのか。若しも後者の見解であるならば、その点も併せて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 先ほど言葉

が足らずに甚だ失礼を申し上げましたが、査定の基準を厳格にするという意味のことを申し上げましたが、これはつまりかたただけ出すのではなくて、一定の査定の基準を作りまして、金が不足すれば、一層その査定の基準を厳格にして行くといふことを申し上げた次第であります。

○高橋衛君 只今予算がなければ査定の基準を厳格にするという御答弁がありましたが、これは甚だしくからん話であります。いやしくも厳格とか不厳格とかいふやうな問題じゃないわけなんです。國としては予算を作つた当初から、どの程度が適正な基準であるかといふことをはつきりお定めになつておるはず、従つて國が予算がないから査定を厳格にするといふ、そういうやうなことは我々は納得できない。従つて適正な基準があつて予算が足りなければ事後にこれを補正をし、余ればそれを不用額とするといふのは当然の話だと思ふのでありますが、これについてもう一度その点をお伺ひいたしておきます。

○政府委員(楠本正康君) 御趣旨の通りだと存じます。

○委員(松永義雄君) 速記をとめて

○委員(松永義雄君) 速記を始めて

下さい。

○政府委員(楠本正康君) お答えを申

上げます。失礼いたしました。一見年

不足額が重なつて行くわけでありま

て、而も先ほども御指摘のありましたように、今後はできるだけ適正、最小限の基準を定めて、それらの総合効果によりまして、できるだけ補助の範囲内において十分な仕事ができるようにいたしたいと存じます。かようにいたしても、更にかような合理化を図りまして、なお目下不足するような場合には、次年度におきまして大蔵省にかようなことのないだけの予算を要求する見込でございます。

○小笠原三男君 できるだけ合理化するといいますが、合理化するという過去において冗費があつたとか贅沢だつたとかということをお認めになるようなお言葉なんです、そうであればこれは厳正にその点は取調べてもらわなければならぬ。医師一名、看護婦一名をどう人件費で合理化しますか。合理化の最尖端を行き／＼じやないですか。或いは薬品というようなことを申しましたところでこれは程度は知れている。今の性病に使っている薬品というものは大衆化されておる。貴重薬、特効薬などというべらぼうな値段のものなんか今ない。何かあなたのおつしやつたことは言い違ひじやないですか。若しも合理化すべき冗費部面というものがあつたならばお示し願ひたい。

それから二番目のあなたの理由としてまして、事業収入を上げて行くということですが、これは性病撲滅のための診療所ですよ、その事業収入を上げるというのは性病奨励をするのですか。或いはその単価を高めて収入を上げるといふことであるならば、こういう診療所の利用を阻害することじやないですか。何かあなた専門家として御

答弁になるのが、過去に冗費があるような印象を与えたり、或いは将来性病を奨励するような印象を与えるような答弁なんです、私素人流儀に言つて納得ゆかんです。私の言つたことが言い過ぎだつたらば／＼と私のことをやつてようござんすから御答弁を願ひたい。

○政府委員(楠本正康君) 先ほど合理化する、或いは事業収入を多くするという意味は、私の気持ではつまり今後この事業収入というものは細かく御説明申し上げますと減免の措置でございます。つまり金持ちからは実費程度のものであるから無料という意味で、この減免の措置からの事業収入を考えられております。ところが一方では、最近被保険者によりましてカバーされて行くような社会保険制度の拡充と相待ちまして、さような点も考慮されます。又一方國民の性病予防思想の普及等に伴ひまして、極めて容易に治療し得る早期の患者というものを多く扱うというふうなことから考えますと、この事業収入というものは或る程度これは今後の増加を見計らつて行つてもいいのじやないか、かように考えます。なお現在は減免の措置の基準というふうなものに若干の問題もあつたもので、かような点を社会保険その他と脱み合せまして合理化したい、かようなこととでございます。

○委員長(松永義雄君) ちよつと小笠原委員に申し上げますが、質問の時間が相当続くように推測いたしております。その前にちよつと速記なしで御相談いたしたいと思ひます。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

○小笠原三男君 あなたは今減免の措置等で事業収入を國するという意味だと申しましたが、こういう問題に關して事業収入を國するという限度があると思ふのです。で何が事業収入の大きなウエイトかという、減免の措置よりは患者数が多くなることだと思ふ。患者数が多くなることはこの診療所の建前から期待できない。従つてこういう診療所というものは事業収入を上げようという目的を以てやつていくのじやない。そういう点からいって、どうも事業収入を上げてそれでカバーするのだというやうなことを言われては、厚生省の責任がどこにあるのかというふうな疑問がたつて来ます。平直に言うてこれはどうにもならない、結局従来の補助金に相当見合うやうな補助金不足額が出て来るということになれば、大体は従来のものは三分の一補助というやうな程度に実態はなつてゐる。従つて今度四分の一補助ということは実質的には六分の一補助なんだ。そういうふうなことで地方のこの事業に金をかけるという問題は非常にウエイトが大きくなるのだ、こういうふうな言つてもらえば客観的に一番はつきりしてゐる。二十七年度のこの決算額においても六百十三万の補助がある、不足額が五百五十万だ、これだけ考えましてもこの不足額というものを加えてなお目下その四分の一と出し分というものは七、八百万円になつて、七、八百万も地方が出すのじや

ならん結果になるのです。或いはそれ以上になるかも知れん。そういう実態を平直にお認めになるかどうかということをお尋ねしてゐるのです。認めてあなたが苦しいというのであれば、我々もその通りだと考える。何らか措置しなければならん、こう考えるのです。で、事業収入を上げる／＼と言ひますが、それは限度があることで、地方の財政をカバーすることはできないと私は断定する。あなたの所見はどうですか。

○政府委員(楠本正康君) 勿論おのずから限度はあります。併しまだ例えば事業収入の点につきましても社会保険制度の拡充等と脱み合はして更に考えなければならん点もあるということをお申上げた次第であります。

○委員長(松永義雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

暫時休憩いたします。

午後三時十六分休憩。

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十九年四月十五日印刷

昭和二十九年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局